

# ふくしま「若者×メディア芸術×デジタル」推進事業 業務委託に関する仕様書（案）

## 1 本仕様書の目的

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託先事業者（以下「乙」という。）に委託するふくしま「若者×メディア芸術×デジタル」推進事業に係る業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

## 2 委託業務の目的

県内の青少年を対象に、デジタル機器を活用したメディア芸術に関する公募の作品展覧会を開催するとともに、創作技術を学びながら作品づくりを行うワークショップを開催し、青少年のメディア芸術の創作意欲を高める。

## 3 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

## 4 委託業務内容

乙は、仕様書別紙「ふくしま「若者×メディア芸術×デジタル」推進事業開催計画（案）」（以下、「仕様書別紙」という。）を踏まえ以下の業務を実施し、その目的を実現するために、より具体的で効果的な手法を企画提案することとする。

### （1）公募展覧会の開催

県内出身、または居住・在学する中学生、高校生、専門学生、大学生（以下「青少年」という）を中心に、デジタル技術を活用して作成したメディア芸術作品を募集し、展覧会を行う。

#### ① 公募展覧会の名称

FUKUSHIMA Next Creators Challenge 2024

#### ② 公募作品の募集

- ・乙は甲と協議の上、募集要領を定め、作品の募集を行うこと。なお、募集する作品は「静止画部門」、「動画部門」、「テーマ部門」の3部門とする。
- ・「テーマ部門」については、県内に限らず全国の青少年から作品を募集すること。
- ・特設ホームページを開設し、応募フォームにより作品の受付を行うこと。
- ・「テーマ部門」では「福島」をテーマとした作品を募集するため、特設ホームページ上に本県について紹介するページを設けること。
- ・応募上の注意事項を特設ホームページ上に明示するほか、応募作品の著作権、商標権など知的所有権の侵害や、作品の模倣などの有無についてチェックすること。
- ・甲と協議の上、適切な応募期間を設けること（最低2ヶ月以上）。

#### ③ 作品審査に関すること

- ・甲と乙の協議により、審査員（委嘱者、人数等）を決定する。

- ・乙は甲と協議の上、作品の審査方針を定め審査会を開催し、入賞作品及び会場に展示する作品を決定するとともに、入賞者へ通知を行うこと。
- ・乙は、審査員に対し、審査・講義にかかる謝金、旅費を支出すること。
- ・受賞者に贈呈する、賞状及び副賞（Quoカード）を手配すること。なお、「テーマ部門」については、Quoカードに加え、最大1万円程度の県産品を贈呈すること。

#### ④ 作品の展示に関する業務（公募展覧会）

応募作品及びワークショップでの制作作品について、会場展示及びWeb展示を実施すること。

##### （ア）会場展示

- ・令和6年10月から令和7年1月末までの間にスマートシティA i C T交流棟（会津若松市）を含む県内2ヶ所以上の施設において、各回2日間以上の展覧会を開催すること。
- ・スマートシティA i C Tでの展示最終日に、表彰式を開催すること。
- ・会場展示においては、作品展示のほか、入場者が“メディア芸術”を体験することができるブース等を設置し、誘客を図ること。
- ・乙は、甲に提案及び協議の上、展覧会の開催に必要な以下の業務を行うこと。

- ・施設との連絡調整、使用料の支払い
- ・作品の出力・搬入・整理・陳列・展示・梱包・搬出・返却の一切、展示期間の全体管理
- ・会場の設営・撤去（展示室パネル、展示用モニター、プロジェクター等のレンタル費用等）
- ・事務局員及び事務局補助員の配置、アルバイトの手配、指導
- ・来場者向けアンケートの設置、取りまとめ、分析

- ・企業や他主催者による展示会とのコラボ等により、より多くの鑑賞機会を確保すること。

##### （イ）Web展示

- ・特設ホームページに全ての応募作品を掲載すること。
- ・ワークショップで制作した作品及び開催内容についても、特設ホームページで紹介すること。
- ・掲載する内容は、あらかじめ甲の確認を得た上で更新すること。

#### ⑤ 特別講義の実施

- ・展覧会中に、甲が選定した講師による特別講義を開催すること。
- ・内容については、応募作品の講評や、青少年がメディア芸術に対して興味を惹くようなものとし、甲との協議により決定すること。
- ・参加者の募集・受付、会場の手配、設営及び撤去、講師との調整を行うこと。なお、特別講義においては、作品の講評を行うため、作品を上映できる適切な会場を手配し、必要機材のレンタルを行うこと。
- ・参加者向けのアンケートを実施し、内容をとりまとめの上報告すること。アンケートの項目や内容については、甲と協議の上設定すること。

## ⑥ 応募者交流会の開催

- ・応募者をはじめ、創作活動に取り組む県内の青少年が交流する機会を1回以上設けること。
- ・県内で活動するクリエイターや県内企業等にも参加を呼びかけ、応募者との交流・マッチングを図ること。

## ⑥ 広報宣伝

乙は、甲と協議の上、作品募集・展覧会・特別講義、開催案内周知ポスター、チラシを必要枚数作成し、配布すること。また、SNSを活用した広告・宣伝を実施すること。

なお、「テーマ部門」については全国から作品を募集することから県外に向けた広報発信にも注力すること（県内広報分のほか、県外広報分として最低1万部のチラシの作成を見込むこと。）

## ⑦ 全体に関すること

- ・青少年の創作意欲を高め、その将来の進路や夢の実現に寄与するような事業展開を目指すこと。また、応募者をはじめ創作活動に取り組む県内の青少年が交流する機会を最低1回は設けること。
- ・会津若松市を中心に、県内の文化施設、教育機関、ICT企業等の連携・協力を図ること。

### 【提案事項】

- 作品募集方法及び特設ホームページの運営方針（作品募集～受付、Web展示等）、展覧会開催までのスケジュールについて提案すること。
- 会場展示の開催方針（会場、期間、展示レイアウト、体験ブースの企画等）について提案すること。
- 各種媒体を活用した効果的な広報宣伝について提案すること。
- 青少年の創作意欲を刺激し、その将来の進路や夢の実現に寄与するような全体的な事業方針について提案すること。

## （2）ワークショップの運営

県内外で活躍するアーティスト等を講師に、子供たちの発達段階に応じたワークショップを企画・運営すること。

### ① 開催区分

#### （ア）初心者向けワークショップ

- ・県内の小中学生を対象に、メディア芸術を体験できるワークショップを開催すること
  - ・ワークショップは学校（小学校、中学校、高等学校）、公民館、学習センター等との連携により実施し、申込施設を通し参加者を募集すること。
- 実施回数：6回程度（全1回×3方部（静止画と動画の2部門））

#### （イ）中級者向けワークショップ

- ・メディア芸術作品の制作に取り組む中高生を対象に、実践的な技術を学ぶワークショップを開催すること。
- ・ワークショップを開催する適切な会場を手配し、ホームページ等で参加を呼び掛けること。

○実施回数6回程度（全1回×3方部（静止画と動画の2部門））

#### **(ウ) 映画制作ワークショップ**

- ・甲が指定する映画制作会社と連携し、映画制作のワークショップを開催すること。
- ・参加申込は、(イ) 中級者向けワークショップと併せて特設ホームページから受け付け、参加者情報を映画制作者に提供すること。

○実施回数：1回程度（全3日間の講座を想定）

### **② ワークショップの周知**

- ・(ア) 初級者向けワークショップの学校等への募集案内は、甲が実施する。
- ・(イ) 中級者向けワークショップ及び(ウ) 映画制作ワークショップの参加者募集の広報は、公募展の作品募集チラシと併せ、乙が実施すること。

### **③ ワークショップの運営等**

#### **(ア) 初心者向けワークショップ・(イ) 中級者向けワークショップ**

- ・ワークショップ会場の連絡調整、使用料の支払、設営及び撤去を行うこと。
- ・各ワークショップ会場で、インターネットにつながるネットワーク環境を構築すること。
- ・講師と連絡調整し、ワークショップに必要な物品の手配、機材（タブレット端末等25台程度、カラープリンター2台、プロジェクターセット等）をレンタル等により準備すること。
- ・テキスト、パワーポイント等、ワークショップに係る資料を作成すること。
- ・ワークショップ終了時に参加者アンケートを実施し、内容をとりまとめの上報告すること。アンケートの項目や内容については、甲と協議の上設定すること。
- ・講師に対し、謝金、旅費を支出すること。

#### **(ウ) 映画制作ワークショップ**

- ・会場・機材の手配等、主な運営は映画制作業者が実施する。
- ・記録撮影・広報及び運営補助要員として最低1名のスタッフを派遣すること。
- ・映画制作会社に対し、必要経費（「仕様書別紙」を参照）を支出すること。

### **④ 情報発信**

- ・ワークショップで制作した作品に加え、開催した内容についても、特設ホームページ及びSNSで紹介すること。
- ・掲載する内容は、あらかじめ甲の確認を得た上で更新すること。
- ・ワークショップの様子をウェブサイト・SNS等で紹介する際には、参加者の肖像権に配慮すること。

#### **【提案事項】**

- 初心者向けワークショップ及び中級者向けワークショップの講師及び実施内容を提案すること（一案以上）。

### **(3) 魅力発信・交流拡大に向けた取り組み**

#### **① 県内企業等との連携**

応募作品の活用と応募者とのマッチングなど、地元ICT企業、文化施設、教育機関等との連携・協力による、本事業の裾野拡大を図ること。

#### **② 全国への情報発信について**

公募展覧会の来場案内は県外の大学・専門学校を含めて行うなど、全国に向けた情報発信を図ること。

## 5 成果品

- ・業務実績報告書
- ・各プログラムの広報物（チラシ等）、報告書 一式
- ・報告用映像（各ワークショップ等の写真等）  
※紙媒体及びデータで提出すること

## 6 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
  - ・着手届
  - ・実施工程表
  - ・業務実施体制図
  - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
  - ・完了届
  - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

## 7 事業実施に当たっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。

## 8 その他

- (1) 本委託業務により制作される成果物の著作権は甲に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、甲が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (2) 乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。
- (3) 業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを甲に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- (4) 個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。

## 令和6年度 ふくしま「若者×メディア芸術×デジタル」推進事業 「FUKUSHIMA Next Creators Challenge 2024」開催計画（案）

### 1 公募展覧会の開催

#### （1）概要

県内出身、または居住・在学する中学生、高校生、専門学校生、大学生（以下、「青少年」という）を主な対象に、デジタル技術を活用して作成したメディア芸術作品を広く募集し、展覧会を行う。

また、展示期間中に専門家による応募作品の講評を含む特別講義を実施する。なお、応募作品はWeb上で公開することで、広く県民が鑑賞できるようにする。

#### （2）作品募集

##### ① 募集部門

###### ア 静止画部門

コンピュータグラフィックアート（CGアート）、CGデザインなどの静止画作品。

###### イ 動画部門

映像作品（ショートムービー、MV、特撮）、アニメーションなどの動画作品。

###### ウ テーマ部門

「福島」をテーマとした静止画・動画その他デジタル技術を活用して制作した作品。

※作品の募集にあたり、特設ホームページ上に、福島県について紹介するページを設ける。  
※画像の無断転載の禁止等、応募上の注意事項を特設ホームページ上に明示する。

##### ② 応募資格

###### ・静止画部門及び動画部門

福島県内に居住または在学中、もしくは福島県出身の中学生、高校生、専門学校生、大学生等の個人またはグループ。

###### ・テーマ部門

国内に在学する中学生、高校生、専門学校生、大学生等の個人またはグループ

##### ③ 作品募集期間

令和6年9月～10月頃を応募締切とする。

※作品の募集期間は最低2ヶ月以上設けること。

##### ④ 広報計画

「テーマ部門」は全国から作品を募集するものの、限定的なテーマであることから広報に係る費用対効果を検討した上で実施する。

なお、県外に向けた広報として、甲は以下の実施を予定している。

- ・本県が発送する避難者向け広報物へのチラシ納入（約1万部）
- ・県外事務所（東京事務所・大阪事務所）への広報依頼
- ・県外の子供たちに働きかける事業を実施する担当課への広報依頼 等

### (3) 作品審査

審査員の合議により入賞作品等を選定する。

(参考) 令和5年度受賞作品数

- ・審査員特別賞（3作品）  
全作品の中から、各審査員が1作品を選定
- ・最優秀賞（6作品）・優秀賞（7作品）  
中学生、高校生、大学生・専門学校生の区分に応じ、各部門から選定

### (4) 開催時期等

#### ① 開催時期

令和6年10月～令和7年1月の間、2日間以上の展示を実施する。

#### ② 会場

- ・スマートシティA i c t交流棟（会津若松市）を含む、県内2ヶ所以上で実施する。
- ・より多くの鑑賞機会を確保するため、受賞作品等に限定した小規模展示の開催も視野に入れる。

### (5) 展示方法

#### ① 会場展示

- ・静止画作品：優秀作品は紙出力により展示、その他の作品は会場のキャパシティに応じ紙出力又はスライドショー展示
- ・動画作品：複数のモニターで繰り返し上映する。
- ・ワークショップで制作した作品の展示も行う。
- ・青少年の創作意欲の向上を図るため、県外から優れた作品の招待展示を行う。

#### ② ウェブ展示

- ・全ての応募作品を特設ホームページで公開する。

### (6) 特別企画

#### ① 特別講義

展覧会会期中に、公募展の講評を兼ねた特別講義を実施する。

#### ② 応募者交流会

- ・同世代の応募者が交流・情報交換できる機会を提供することで、互いに切磋琢磨し、青少年のモチベーションの向上に繋げる。

#### ③ 体験ブースの設置

- ・メディア芸術に触れる体験ブースを設置する。

### (7) 他展覧会における展示について

会津若松市が例年3月に開催する「デジタル未来アート展」における展示を市担当課と調整している。

### (8) 必要経費（想定）

審査員謝金 500,000円（総額）※特別講義謝金を含む

## 2 ワークショップの開催

### (1) 概要

県内に在住の小学生から高校生を対象に、メディア芸術制作にかかるワークショップを開催し、デジタル機器を使って表現する手法を身に着けた豊かな人間性・創造性を有した人材を育成する。

ワークショップで制作した作品は公募展覧会で展示するとともに、中学生以上の参加者には公募展への応募を促す。

### (2) 開催概要

#### ① 開催分野

- ・ 静止画部門（コンピューターグラフィックス、イラスト作成等）
- ・ 動画部門（アニメーション作成等）
- ・ 映画制作ワークショップ

#### ② 開催時期

7月～10月頃

#### ③ 実施区分

- i) 初心者向け 6回（全1回×3方部（静止画と動画の2部門））
- ii) 中級者向け 6回（全1回×3方部（静止画と動画の2部門））
- iii) 映画制作 1回（全3日間の講座）

#### 【映画制作ワークショップ開催計画（案）】

- ・ 開催時期 令和6年8月～10月頃に、合計3日間の講座を開催
- ・ 参加対象 中学生～高校生
- ・ 内 容 映画制作の際に必要な、撮影・編集技術を実践的に学ぶワークショップ
- ・ 必要経費（想定） 2,200,000円（税込）

#### ④ 参加者確保目標

260名（合計）

※1回のワークショップで20名定員を基本とする。

## 3 魅力発信・交流拡大に向けた取組

### (1) 県内企業等との連携

応募作品の活用や応募者とのマッチングなど、地元ICT企業、文化施設、教育機関等との連携・協力による当事業の裾野拡大を図る。

例：・ 応募者交流会・ワークショップなどへの企業・教育機関等の参加・協力  
・ 展覧会へのブース出展  
・ 優秀作品の商品化、自治体・企業のPR素材としての活用 等

### (2) 全国への情報発信について

公募展覧会の来場案内は県外の大学・専門学校を含めて行うなど、全国に向けた情報発信を図る。